

介護老人保健施設 ひかり苑のご案内 (短期入所 用)

医 療 法 人 睦 会
介護老人保健施設 ひかり苑
〒709-0823 赤磐市長尾161
Tel:086-956-0815 Fax:956-0811

施設の内容

私共の介護老人保健施設「ひかり苑」は、介護保険法に基づいて設立された施設です。加齢に伴う心身変化により要介護状態の方々に可能な限り自立を目的として、医療的ケアのもとで介護、看護、リハビリテーションを行うと共に生活サービスを提供する認知症専門棟を兼ね備えた施設です。又、在宅ケアに取り組むご家族を支援する施設でもあります。

入所対象者

病状安定期にある方で、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、介護、看護、を中心としたケアを必要とされる65才以上で次のような状態の方。

- ◎要介護認定を受けていて要介護度が経過的要介護以上の方。
- ◎家庭における日常動作訓練の必要な方。
- ◎病院等から退院後、家庭復帰を目指す上で適応訓練が必要な方。
- ◎家庭にて、歩行、排泄、食事、入浴、着脱衣等が困難で生活機能訓練の必要な方。
- ◎生活機能の回復を目指す方。
- ◎中度以上の認知症のある方。

入所者へのサービス

- 1・離床期又は歩行期のリハビリテーション。
- 2・日常生活の動作訓練。
- 3・体位交換、清拭、食事、入浴時の介護等の介護サービス。
- 4・比較的安定した病状に対する診察、投薬、注射、処置等の医療サービス。
- 5・教養娯楽等の日常生活のサービス。
- 6・その他上記に付随する一切のサービス。

入所方法手続

- ◎入所の申し込みは、直接当施設で受け付けます。
- ◎入所申し込みの方は、入所費等の支払い保証と身元引き受けのできる方。
- ◎入所決定は、所定の手続き後、当施設の入所判定会議で決まります。

必要書類

- ◎入所申込書、連帯保証書、入所同意書、個人情報提供同意書、その他当施設が求めるもの。

入所費用

- ◎入所中の費用の多くは介護保険によって賄われます。同封の重要事項説明文書別紙、ならびに利用料一覧をご参照願います。
- ◎食費、居住費、日用品費が必要となります。(各費用額は個人により異なります。詳しくは利用料一覧をご参照願います。)そのほかに個人的な洗濯代、買い物、理・美容代、電話代、日常費等が入ります。
- ◎入所料等の諸費用は毎月末締です。

入所時に必要な物

- ◎一般棟、認知症棟共通
 - 保険証一式（介護保険証、健康保険証、後期高齢者医療受給者証）
 - 健康手帳（持たれている方のみ）
 - 着替え（普段着上下複数枚）、寝間着・パジャマ（自分で着替えできる人のみ、複数枚）下着・ソックス類（複数枚）、室内用シューズ、バスタオル・タオル（4～5枚）コップ（プラスチックのもの、一般棟は2つ）、タオルケット（夏のみ）、ふたつきバケツ（自宅で洗濯する人のみ）、櫛・ブラシ類
- ◎一般棟のみ
 - 洗面用具、ごみ箱、布巾、小さいやかん
- ◎必要な方のみ
 - 電動髭剃り（男性の方）他

* 注意事項

- ・ 全ての私物には、混在を防ぐ為に、大きな字で判り易い部分に必ず氏名を記入してください。また、量は最低限に願います。
- ・ 当苑にて洗濯を希望される方に関しては、ウール類等洗濯によって縮む恐れのある衣服の使用はご遠慮下さい。

入所後のお願い事項

- ◎入所者の方及び面会の方は、従業員の指示に従ってください。
- ◎共同生活となりますので、他の入所者の方の迷惑とならないようにお願いします。
- ◎療養室の内外は常に清潔を保ち、壁その他に張り紙や落書きは絶対にしないようにお願いします。
- ◎療養室へテレビ等の電気製品を持ち込まれる場合は、必ずサービスステーションと事務所に届け出て使用してください。また、音やご使用時間等、他の入所者の迷惑にならないように使用して下さい。
- ◎面会時間・電話の取次ぎは、午前9時～午後5時の間にお願いします。また、面会時

は事務所窓口で面会票を記入の上、サービスステーションにお立ち寄りください。
(緊急の場合はこの限りではありません。)

- ◎金品の盗難、紛失には責任を負いかねますので、貴重品や多額の現金は持参されないようにお願いします。
- ◎面会時の食べ物等の持ち込みは、衛生管理・健康管理上、禁止しております。止むを得ない場合は、必ず事務所窓口、サービスステーションまでご連絡ください。
- ◎外出・外泊時は、事前にご連絡を下さい。また、当日は事務所窓口にて外出・外泊票を記入頂き、サービスステーションに申し出て下さい。
(緊急の場合はこの限りではありません。)
- ◎施設内の器物を破損したり、傷つけたりされた場合は弁償していただくことがあります。
- ◎賭け事、金銭の貸し借り、物品販売、宣伝勧誘、政治活動はお断りします。
- ◎施設の事情により、療養室の移動の必要が生じた場合には御協力ください。
- ◎健康増進法の施行にともない施設内での喫煙は勿論の事、飲酒も堅くお断りします。

*ご不明な点等がございましたら、支援相談員・介護支援専門員をはじめとした従業員に、お気軽におたずねください。

その他の制度のご案内

通所(デイ・ケア)

- ◎要介護認定を受けている方で要介護度が経過的要介護以上の方
昼間(10:00~16:00)だけ通所して、リハビリテーション等を行い、生活機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するとともに、ご家族の介護負担の軽減を目指すものです。

予防短期入所、予防介護通所リハビリテーション

- ◎地域包括支援センターを通して介護予防短期入所、通所リハビリテーションを提供いたします。